

長崎県立大学における研究活動上の特定不正行為防止に関する規程

〔平成27年4月1日
規程第85号〕

改正 令和2年2月4日規程第17号

(趣旨)

第1条 長崎県立大学（以下「本学」という。）において行われる全ての研究活動上の特定不正行為の防止及び特定不正行為が生じた場合における適正な対応等に関しては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「特定不正行為」とは、次の各号に掲げることをいう。

(1) 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）、改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）又は盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。）

(2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

2 この規程において「研究者」とは、教員、大学院学生その他の本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、倫理観の涵養及び保持に努めるとともに、法令その他本学の規程等を遵守し、特定不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、本学が実施する研究倫理教育研修を受けなければならない。また、学部学生その他の若い研究者に必要な教育を行うよう努めなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等（この項において「研究データ」という。）を一定期間適切に保存及び管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。研究データの保存期間等については、別に定める。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における特定不正行為の防止に関する事項を担当し、適切な措置を講じるものとする。

2 学長は、研究者が特定不正行為を行った場合には、関係各所と連携して厳正に対処するものとする。

(研究倫理教育責任者の設置)

第5条 本学における研究倫理教育について実質的な責任及び権限をもつ研究倫理教育責任者を各学部・各専攻に置き、それぞれ学部長及び専攻長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、本学において研究活動に従事する者に対する定期的な研究倫理教育の実施及び研究者倫理に関する規範意識の徹底に関する業務を行わなければならない。

一部改正[令和2年2月4日規程第17号]

(申立て及び情報の提供)

第6条 何人も、本学において特定不正行為があることを疑うに足る事由を知ったときは、当該

特定不正行為の事実を調査させるため、学長に対し、当該特定不正行為に関する申立てをし、又は情報の提供を行うことができる。

- 2 申立て又は情報の提供に当たっては、原則として、氏名及び連絡先を明らかにし、客観的な資料に基づき誠実にを行うよう努めなければならない。

（申立て又は情報の提供を行う者の責務）

- 第7条 申立て又は情報の提供を行う者は、被申立者を陥れるため、又は被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えることや被申立者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思に基づく申立て（以下、「悪意に基づく申立て」という。）を行ってはならない。悪意に基づく申立てと認定された場合、学長は、その氏名及び所属を公表するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（特定不正行為通報窓口）

- 第8条 本学に、申立てを受け付けるため、特定不正行為通報窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口は、企画広報課企画広報グループリーダー及び総務企画課企画グループリーダーとする。
- 3 窓口は、前条に規定する申立てを受けたときは、速やかに申立書を学長に送付するものとする。

（申立ての方法）

- 第9条 第6条の申立ては、窓口を通じ、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により行うことができる。ただし、書面による通報など、窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、窓口は申立者に、申立てを受け付けたことを通知する。（匿名の申立者を除く。）

- 2 前項の申立ては、原則として次に掲げる事項を明らかにした申立書（様式第1号）（以下「申立書」という。）を前条第1項の窓口を経由して提出することにより行うものとする。ただし、電話、面談による申立てについては、申立者より次に掲げる事項を聞き取ることで、申立書に代えることができる。
 - (1) 申立てをする者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 特定不正行為を行った疑いがある研究者（以下「被申立者」という。）の氏名
 - (3) 特定不正行為の態様及び内容
 - (4) 次条の規定により氏名、住所その他の申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしないことについての希望の有無
- 3 前項の規定にかかわらず、匿名による申立てがあった場合は、その内容に応じ、顕名の申立があった場合に準じた取扱をすることができる。

（氏名等の秘匿を希望した申立者）

- 第10条 前条に規定する申立てをした者は、その希望により、窓口以外の者に氏名、住所その他の当該申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。
- 2 次条第1項に規定する情報の提供を行った者は、氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしている場合には、その希望により、当該情報の提供を受けた者、窓口以外の者に氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

（情報の提供）

- 第11条 特定不正行為に関する窓口を経由しない情報の提供（申立ての意思を明示しない相談、学会等のコミュニティからの指摘、報道及び、合理的な理由のあるインターネット上での指摘を含む）があったときは、当該情報の提供を受けた者は、速やかに当該情報を情報提供報告書（様式第2号）により窓口に報告するものとする。

- 2 窓口は、前項の規定による報告を受けた場合で、当該情報の提供を行った者が氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしているときは、第9条第2項各号に掲げる事項を当該情報の提供を行った者に対し確認するものとする。また、申

立ての意思を明示しない相談者からの情報については、相談者に申立ての意思を確認し、申立ての意思が確認できた場合は、第9条に基づき申立てを行うものとする。

- 3 窓口は、第1項の報告を受けた場合は速やかに学長へ通知するものとする。
- 4 学長は、第3項の通知を受けた際、本学が、調査を行うべき機関に該当しないと判断したときは、調査を行うべき研究・配分機関等に当該申立てを通知する。ただし、本学が調査を行うべき機関ではあるが、他機関に所属する研究者が関与するとわかったときは、当該研究者の所属する研究機関にも速やかに通知し、必要に応じて協力の上調査するものとする。

(予備調査)

第12条 学長は、当該申立書の内容又は提供を受けた情報が明白な事実誤認がある場合を除き、速やかに予備調査を行うものとする。

- 2 学長は、当該通報内容を精査し、次の各号に掲げる者を指名し予備調査を行う。
ただし、申立者又は被申立者と直接の利害関係を有する者は、指名できない。
 - (1) 研究担当副学長
 - (2) 大学事務局長又はシーボルト校事務局長
 - (3) その他学長が必要と認めるもの
- 3 予備調査の実施にあたっては、申立者からのヒアリング等に基づき、申立内容の合理性及び調査可能性の有無について調査する。
- 4 学長は、第8条第3項の規定による申立書の送付を受けた日、又は前条第3項の規定による通知を受けた日（以下「申立書の送付等を受けた日」という。）から起算して30日以内に、予備調査を終了し、本調査を行うかどうかを決定する。
- 5 学長は、前項の規定により本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を申立者及び被申立者（第3項の規定によりヒアリングを行った場合に限る。）に通知するものとする。この場合において、学長は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び申立者の求めに応じ開示する。なお、第10条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。
- 6 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという申立てについては、速やかに予備調査によりその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長は、被申立者に警告を行うことができる。なお、他機関に所属する研究者が関与するときは、当該研究者の所属する研究機関にも速やかに警告の必要性を通知するものとする。

(本調査)

第13条 学長は、前条の規定による予備調査の結果、本調査（以下「調査」という。）を行うことを決定したときは、そのときから起算して30日以内に、本学に特定不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、当該調査を行うものとする。

- 2 学長は、前項の規定による調査を行うことを決定したときは、その旨を、次に掲げる者に書面により通知するものとする。
 - (1) 申立者
 - (2) 被申立者
 - (3) 被申立者の所属する学部等の長（被申立者が第2条第2項に掲げる者であった者である場合にあつては、当該被申立者が申立て又は情報の提供（以下単に「申立て」という。）に係る研究を行った際に所属していた学部等の長をいう。以下同じ。）（当該学部等の長が被申立者である場合にあつては、当該学部等の教員のうちから学長が指名する者とする。以下この条及び次条において同じ。）
 - (4) 被申立者の所属する機関の長（被申立者が他機関に所属する場合に限る。以下同じ。）
- 3 前項の場合において、必要に応じて関係機関に報告する。
- 4 第2項の場合において、学長は、第10条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。
- 5 学長は、必要に応じて、被申立者等の調査対象となっている者に対し、調査対象となっている研究資金の使用停止を命ずるものとする。

(調査委員会)

第14条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究担当副学長
 - (2) 被申立者の所属する学部等の長
 - (3) 学外の有識者
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 調査委員会に委員長を置き、研究担当副学長をもって充てる。
- 3 学長は、調査委員の半数以上を外部有識者となるように構成する。
- 4 申立者又は被申立者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会の委員となることができない。
- 5 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を申立者及び被申立者に通知するものとする。これに対し、申立者及び被申立者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、異議申立てをすることができる。異議申立てがあつた場合、調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び被申立者に通知する。

(調査の方法)

第15条 学長は、調査方針、調査対象及び方法等について決定し、調査委員会に通知するものとする。なお、調査対象には、申立てのあつた事案に係る研究活動のほか、必要に応じて被申立者が関連した他の研究活動も含めることができる。

- 2 調査においては、調査委員会が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項を行う。
- (1) 関係者からのヒアリング
 - (2) 研究論文、実験・観察記録ノート、実験データ、その他の研究資料等の精査
 - (3) 再現実験の要請
 - (4) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 3 調査委員会は、調査対象者が前項の調査の協力の求めに応じない場合又は資料等の隠滅の恐れがある場合は、学長の承諾を得て、調査事項に関連する場所の一時閉鎖 又は機器、資料等の保全を行うことができる。
- 4 調査においては、被申立者又は悪意に基づく申立てを行つたと疑われる者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 被申立者は、前項に基づく弁明の際には、適正な方法と手続きにより行つたことを、科学的根拠を示して調査委員会に説明しなければならない。
- 6 調査委員会は、資金配分機関の長から要求を受けたときは、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を作成し、学長に報告するものとする。

(認定結果の報告)

第16条 調査委員会は、調査開始後概ね150日以内に、調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い及び当該研究活動における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 調査委員会は、自認を唯一の証拠として認定することなく、物的、科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠をもとに総合的に判断し、認定する。
- 3 調査委員会は、第1項の認定結果を学長に報告する。

(認定結果の通知)

第17条 学長は、前条の規定により調査委員会から認定の報告を受けたときは、速やかに書面をもって、次の各号に掲げる者に対して認定結果を通知するものとする。この場合において、学長は、第10条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。なお、報告書に記載すべき具体的な事項は学長が別に定める。

- (1) 申立者
- (2) 被申立者（被申立者以外で特定不正行為に関与したものと認定された者を含む。以下同

じ。)

(3) 被申立者の所属する機関の長

(4) 申立者の所属する機関の長（悪意に基づく申立てと認定された場合のみ）

- 2 前項の場合において、必要に応じて関係機関に報告する。
- 3 学長は、資金配分機関の長から要求を受けたときは、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を資金配分機関の長に報告するものとする。

（被申立者からの不服申立て）

第18条 前条の規定により特定不正行為と認定された被申立者は、学長に対し、文書により不服申立てを行うことができる。

- 2 前項に規定する不服申立ては、認定結果の通知を受けた日から起算して14日以内に行わなければならない。
- 3 学長は、第1項に規定する不服申立てを受理したときは、申立者に報告するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。
- 4 学長は、第1項に規定する不服申立てを受理したときは、当該不服申立ての棄却又は第20条に規定する再調査の実施について、不服申立てがあった日から起算して14日以内に決定し、被申立者に通知するものとする。
- 5 学長は、前項に規定する決定結果について、申立者に報告するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。
- 6 被申立者は、第4項に規定する棄却及び第21条第1項に規定する認定結果に対し、再度不服申立てを行うことはできない。

（悪意に基づく申立者からの不服申立て）

第19条 第17条の規定により悪意に基づく申立てと認定された申立者は、学長に対し、文書により不服申立てを行うことができる。

- 2 前項に規定する不服申立ては、認定結果の通知を受けた日から起算して14日以内に行わなければならない。
- 3 学長は、第1項に規定する不服申立てを受理したときは、被申立者、申立者の所属する機関の長に報告するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。
- 4 学長は、第1項に規定する不服申立てを受理したときは、当該不服申立ての棄却又は第20条に規定する再調査の実施について、不服申立てがあった日から起算して14日以内に決定し、悪意に基づく申立者に通知するものとする。
- 5 悪意に基づく申立者は、第4項に規定する棄却及び第21条第1項に規定する認定結果に対し、再度不服申立てを行うことはできない。

（再調査）

第20条 学長は、第18条及び第19条に規定する不服申立てがあった場合、調査委員会に対し再調査を命じることができる。

- 2 学長は、再調査を調査委員会に命じる際、新たに専門性を要する判断が必要となると考えられる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に調査をさせることができる。
- 3 調査委員会は、学長から再調査を命じられた場合、第14条及び第15条の規定を準用する。
- 4 調査委員会は、第18条に規定する再調査の場合は、再調査決定日から起算して50日以内に、その調査結果を学長に報告するものとする。
- 5 調査委員会は、前条に規定する再調査の場合は、再調査決定日から起算して30日以内に、その調査結果を学長に報告するものとする。

（再調査による認定結果の通知）

第21条 学長は、前条第4項及び第5項に規定する再調査の報告を受けた場合、書面をもって、次の各号に掲げる者に対して再調査による認定結果を通知するものとする。この場合において、学長は、第10条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。な

お、報告書に記載すべき具体的な事項は学長が別に定める。

- (1) 申立者
- (2) 被申立者
- (3) 被申立者の所属する機関の長
- (4) 申立者の所属する機関の長（悪意に基づく申立てと認定された場合のみ）

2 前項の場合において、必要に応じて関係機関に報告する。

3 学長は、資金配分機関の長から要求を受けたときは、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を資金配分機関の長に報告するものとする。

（申立者等の保護）

第22条 学長は、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、申立てをしたことを理由として、申立者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、被申立者が申立てをされたことを理由として、被申立者の研究活動が全面的に停止される等被申立者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、調査に対する協力その他の特定不正行為に関して正当な対応をしたことを理由として、当該対応をした者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

4 学長は、学長及び調査委員会の委員以外の者に、第10条の規定において氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望しなかった者を特定できないように配慮しなければならない。

5 申立者に関する情報は、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条に規定する不開示情報とする。

6 学長は、申立ての処理終了後、申立者に対し、申立てを理由とした不利益な取扱い等が行われていないか適宜確認するものとする。

（調査への協力）

第23条 関係者は、調査委員会が行う調査に対し誠実に協力しなければならない。

2 学長は、資金配分機関の長から依頼があったときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

（秘密保持義務）

第24条 窓口の担当者、第11条第1項に規定する情報の提供を受けた者、調査委員会の委員その他の者は、特定不正行為に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

（公表）

第25条 学長は、特定不正行為があったものと認定した場合は、当該特定不正行為の内容その他の必要な事項を公表するものとする。

2 公表する内容には次の各号の内容を含めるものとする。

- (1) 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 特定不正行為の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順等

3 前項にかかわらず、合理的な理由がある場合は前項各号の一部を非公表とすることができる。

（特定不正行為がなかったと認定した場合の公表）

第26条 学長は、特定不正行為がなかったものと認定した場合は、原則として、申立てに係る公表は行わない。ただし、次の各号に掲げるときは公表するものとする。

- (1) 認定前に当該申立ての内容が学内（調査委員会の委員を除く。）又は学外に漏えいしていた場合
- (2) 故意によるものではなかったが研究成果発表内容の誤り
- (3) 悪意に基づく申立てとして認定された場合

(特定不正行為等に対する措置)

第27条 学長は、特定不正行為があったものと認定した場合又は悪意に基づく申立てとして認定した場合、必要な措置を講じるものとする。

(特定不正行為と認定した場合の論文等の取り下げの勧告)

第28条 学長は、特定不正行為が行われたと認定した場合、特定不正行為への関与を認定した者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為と認定した論文等の内容について責任を負う者として認定した著者に対し、必要に応じて、特定不正行為と認定した論文等の取下げを勧告するものとする。

(事務)

第29条 特定不正行為の防止及び特定不正行為があった場合の措置及び調査委員会に関する事務は、事務局総務課またはシーボルト校事務局総務企画課で行うものとする。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、特定不正行為の防止及び特定不正行為があった場合の措置について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月4日規程第17号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。